

2020.11 No.61

中国税政連



中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377
E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

令和2年9月16日付け発足の菅内閣において
本連盟が後援する次の方々が入閣されました。

内閣官房長官
沖縄基地負担軽減担当・拉致問題担当

加藤 勝 信 (衆議院岡山県5区)

防衛大臣 岸 信 夫 (衆議院山口県2区)

内閣府副大臣 赤 澤 亮 正 (衆議院鳥取県2区)

経済産業副大臣兼
内閣府副大臣 江 島 潔 (参議院山口県)

今後ますますのご活躍を祈念し、心よりお慶びを申し上げます。

中国税理士政治連盟

中国税政連 No.61 目 次

| | |
|---------------------|----|
| 変革と継承（重近会長） | 3 |
| 第52回定期大会議事録 | 4 |
| 税理士による後援会だより | 7 |
| 令和2年度運動方針・組織活動方針 | 10 |
| 特別企画「近年の加入率の傾向と対策」 | 12 |
| 令和3年度税制改正に関する建議書の概要 | 22 |
| 編集後記 | 32 |

変革と継承

(九月十一日開催 第五十二回定期大会あいさつから抜粋)

中国税理士政治連盟 会長

重 近 實



平素から本連盟の活動にご協力をいただきありがとうございます。

本年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のため、税理士会や関係団体の行事は中止又は縮小して開催され現在も感染第二波と思われる状況が全国で続いております。そのため誠に残念ではございますが、当初の松江での開催を変更し、本日はこのような形で定期大会を開催させていただきました。来年の定期大会は、元通り松江市において盛大に開催をいたしたく、島根県税政連にお願いをしたいと思いますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

さて、税政連の活動と申しますと大きく分けて二つあります。ひとつは税制改正要望の実現と、もうひとつは後援会の活動であります。

昨年度の前半は毎年の税制改正に向けた要望活動を軸として、国会議員に対する陳情を中心に活動し、予定通り終了いたしました。後半は後援会活動を充実させる時

期でございますが、コロナ禍により会合が制限され、後援会活動にも大きな影響が生まれました。

また、このような状況の中で我々の組織にとつて非常に重要な行事であり、新規登録者に対し税政連への入会勧奨を行う機会である「税理士証票交付式」が四月以降中止され、今後も引き続き来年三月まで継続されることとなり、新入会員と接触する機会を奪われ非常に残念に思っています。

しかしながら手を拱いているわけにはいきませんので、実効性の高い新しい施策を検討してまいりますので、その節には皆様ご協力をお願いいたします。

さて、昨年度実施した施策の中で三つの新しいものがあります。

一つ目は一月十四日新年賀詞交歓会の前刻に後援会の会長と幹事長にお集まりいただき、後援会運営に関して意見交換会を実施しました。後援会ごとに状況は異なりますが、自身の後援会以外の活動や悩みを認識・共有する非常に

有意義な会議であったと感じています。

二つ目は三月二十六日に広報委員会と後援会対策委員会の共催により、若い会員の後援会への加入が進んでいない原因を探り率直なご意見を伺うため、若手税理士との座談会を開催しました。若手税理士からは税政連と後援会に対するイメージを聴取する一方で、本連盟からは税政連の活動目的や存在意義を明確に伝える機会となり、十分にその目的が果たされた企画であったと感じています。

三つ目は規約改正です。本連盟では日税政の規約改正の趣旨を受け、昨年の大会で全面改正を行いました。これに対し地区税政連から他税政連にあるような会費徴収時のトラブル防止のために、会員の定義等についての統一的な見解が求められていました。今回、組織委員会において検討の結果、改正規約案を作成し、あくまでヒナ型として地区税政連に提示をさせていただきますました。

日税政と本連盟の改正規約では時代に即した運営のスピード向上を目的に組織をコンパクトにして「総務会」という機関を廃止いたしました。しかしながら税政連は税理士会の方針に添い行動することと規定されております。お互い連携しながら事業を遂行する必要があります。地域の連携を深めるためにも総務会をそのまま残し、支部長が税政連の構成員になつて税政連の存在意義と活動目的をご理解いただくことで、県連・地区税政連相互の連携が密になることを期待しています。

以上、昨年度の主な新規事業をご紹介しますが、皆様のご協力により無事遂行できたのではないかなと思っております。

本日はこのような状況の中、広島までお越しいただき誠にありがとうございます。十分なご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

第52回

中国税理士政治連盟定期大会議事録

一、日時

令和二年九月十一日(金)
十二時二十五分～十三時十分

二、場所

広島市・中国税理士会館四階
会議室

三、出席者

重近会長、藤中・伊藤・富山・
中尾・細木副会長、海老澤・
松田・田中総務、井上幹事長、
高橋・中原・山崎・岡本・荒神
幹事、星野会計監事

【議案】

第一号議案 令和元年度運動経
過並びに組織活動報告承認の
件
第二号議案 令和元年度収支決
算承認の件

第三号議案 中国税理士政治連

盟規約の一部改正(案) 承認
の件

第四号議案 令和二年度運動方

針(案) 承認の件

第五号議案 令和二年度組織活

動方針(案) 承認の件

第六号議案 令和二年度収支予

算(案) 承認の件

第七号議案 大会決議(案) 承

認の件

【議事】

定刻、司会の山崎幹事から開会
に先立ち、本年度は新型コロナウイルス
イルス感染症対策防止のため、税
理士会と関係団体の行事は中止又
は縮小開催され、現在も感染第二
波と思われる状況が全国で発生し
ており、本連盟においても、この
ような形で来賓と代議員不在によ

り開催せざるを得なくなったこと

の説明があり、当初の開催地で来
賓を予定していた島根県の細田博
之議員と日税政の太田直樹会長か
らメッセージを頂戴している旨の
紹介があった。

次いで本日の出席状況につい
て、構成員七十九名中、本人出席
十六名、委任状出席六十三名で構
成員総数の二分の一以上の出席数
を確保しており、本連盟規約第
二十二条第二項の規定により本大
会は有効に成立している旨の報告
があった。

開会挨拶に移り、重近会長から
昨年九月七日の就任以来、税政
連・後援会の必要性を様々な角度
から検討し、発信する施策に取り
組んできた。その大きなものとし
て、後援役員との意見交換会、税
政連・後援会の活動をテーマとす



る若手税理士との座談会、そして
会員の定義の明確化を目的とした
地区税政連規約改正案ヒナ型を作
成した。しかし、コロナ禍による
税理士証票交付式等の中止によ
り、新入会員に税政連の活動と必



要性を説明する機会が失われたことから、より実効性の高い施策が求められている。関係役員には、引き続き本連盟の活動にご協力願いたいとあいさつがあった。

続いて、司会者が議案審議のため、議長団選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」の声があったため、議長に藤中副会長、副議長に中尾副会長を指名した。

藤中副会長は議長席に着き、議事録署名人に海老澤総務と松田総務の両名を指名し、議事に入った。

第一号議案 令和元年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

議長は第一号議案を上げ。

井上幹事長が、事前配付の議案書により令和二年度税制改正要望の実現に向けた活動及び税制改正大綱に取り上げられた項目、税理士の職能が活用される公益的業務への参入状況、後援会組織の強化と広報活動に関する数々の施策、組織率向上のための積極的な取り組み等について説明した。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第二号議案 令和元年度収支決算承認の件

議長は第二号議案を上げ。

中原財務委員長が、収入の部については衆議院の解散がなかったため日税政からの交付金が減少したが、会費収入が予算を上回ったため当期収入合計はプラスに転じた。支出の部については概ね予定どおりの執行であるが、活動の活性化により会議費と広報費が予算

を若干超過した。また、コロナ禍

における後援会の財政を支援するため後援会助成金において所要の措置を講じた。その他前述の選挙が実施されなかったため選挙対策費が未執行となったが、執行率八三・五%、次期繰越収支差額千五百三十二万五千七百三十七円で決算したと説明があった。続いて正味財産増減計算書他二書類の説明に際し貸借対照表中の誤植箇所を述べた後、各事項の説明を終了した。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して星野会計監事から、「会計監査の結果、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正である。」旨の報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第三号議案 中国税理士政治連盟規約の一部改正(案)承認の件
議長は第三号議案を上げ。

井上幹事長が本連盟規約の改正趣旨について、昨年度に全面改正を行ったが定期大会における構成員や議決事項の優先事項など、会務運営上実情に沿わない運用があるため所要の改正を行うものであると説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第四号議案 令和二年度運動方針(案)承認の件

第五号議案 令和二年度組織活動方針(案)承認の件

議長は関連のある第四号議案及び第五号議案を一括上げ。

井上幹事長が、第四号議案については運動方針前段と重点運動九項目を朗読し、第五号議案については、五つの委員会による今後の活動事項について説明した。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第六号議案 令和二年度収支予算 (案) 承認の件

議長は第六号議案を上程。

中原財務委員長が、収入の部について会費収入は本年七月一日現在の会費納付者を基準として算出、支出の部については、島根県から広島県・中国税理士会館に場所を変更し開催規模を大幅に縮小した本日開催の大会費、前年実績から会議費と広報費を増額、令和三年十月の衆議院議員任期満了による総選挙等に備えた選挙対策費の計上、後援会助成金では後援会総会におけるソーシャルディスタンス対応のための補助を盛り込んで、前年度予算から約二百七十八万円の減額予算としたと説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第七号議案 大会決議(案) 承認 の件

議長は第七号議案を上程。

井上幹事長が計七項目の朗読を

行った。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十三名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

以上で、全議案の審議を終了したため、議長は審議協力に対する謝辞を述べて降壇した。

最後に富山副会長が閉会あいさつを述べ、十三時十分をもって閉会した。

— 後援会活動に関する記事を掲載しています —

広報委員会

広報委員会では、機関誌「中国税政連」を企画・編集しており、本連盟の活動状況や国会議員のコメントを掲載して、5月、11月、1月の年3回、会員の皆様にお届けしています。

また、1月発行の新年号では「後援会だより」のコーナーを設けて、税政連活動の基盤である後援会の活動状況を掲載しているところです。

後援会の設立や定期総会の開催、議員事務所への訪問や確定申告会場の後援議員の視察実現など、様々な後援会活動がありますが、原稿とお写真をいただければその都度各号に掲載いたします。

後援会活動のPRは税政連活動の活性化にもつながります。

皆様からの原稿をお待ちしています。

税理士による後援会だより

令和三年度税制改正等の実現に向けた陳情活動

本年七月二十日開催の日税政幹事会で決定された「令和三年度税制改正に関する要望」及び「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する要望」の実現に向けて、各後援会では帰省中の国会議員等と面会し、要望の趣旨と実効性について理解と協力を求めるため各地で陳情活動を行った。

河村建夫後援会

令和二年八月十二日（水）、宇部市の後援会事務所にて河村議員と面会の機会を得ることができました。お忙しい中お時間を割いていただいた議員からは、「税制改正要望について、税の専門家の視点から申告納税制度の維持発展を基本とし、一方、納税者の視点からは公平・適正で事務負担の少な



い税制等の実現を目指す提言と理解しました。今後の税制改正議論の参考にしたいと考えています。特に、インボイス制度の導入反対については、税の専門家、納税者の立場、双方からの貴重な意見・要望として参考になりました。また、コロナ禍により甚大な影響を受けている事業者支援の提言

に関し、今回、申告・納付期限の延長を始めとして早い対応が取られ、納税者の税務事務の負担軽減に有用であったとお聞きしています。しかしながら、十分な体力回復が図られない中、事業者へのダメージは進行していくものと予想されます。欠損金の扱いの拡充を始めとして要望書の中で提言されている意見を、行政面から税制による支援策構築の参考にしたいと考えています」と税理士会の要望に理解をいただきました。

後援会長 原田 鉄也

山下たかし後援会

令和二年七月十一日（土）十二時より、岡山県税理士会館において標記の会を開催した。この会は、山下貴司議員からの、新型コロナウイルス感染症に対する諸施策について、対象となる中小企業の現場の声や、中小企業を支援する立場の税理士の意見を聞かせて欲しい、との意向により開催する運びとなったもの。そして会をよ

り充実した内容のものにするため、事前に質問・意見を募り、議員に回答いただくスタイルをとった。尚、今回も出席者の顔の見える会とすべく、税理士十三名、議員関係三名、事務局一名の小所帯となった。

事前に提出された質問や意見に山下議員が回答する際に資料となったのが、経済産業省EPOに掲載の『新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ（令和二年七月七日十八時点版）』で、八〇ページのボリュームである。持続化給付金申請の要件や給付対象者の是非、雇用調整助成金の補助上限のあやふやさ、家賃支援給付金の限界、制度融資より助成金の重要性、今後の増税の見通し、など多岐にわたる質問・意見に丁寧に回答する議員からの説明が、諸施策について肯定的なものとなったのは、与党に所属する政治家として仕方がないだろう。ただ事態に対しての早急な手当ての必要性はひしひしと伝わってきた。意見交換会の当日は、日税連・日税政の『令和三年度税制改正に関する要望』がまだ製本されてい

税理士による後援会だより



なかったため、ゲラ段階のコピーを渡すにとどまっております、今回送られた書類を山下議員と接触した上で渡す機会は九月半ばまでにはありそうもない。ただ、今回の税制改正の内容についてご存知であった田中副会長がコロナ施策として繰越欠損期間や繰戻し還付について口頭で説明される場面はあり、山下議員もその必要性は感じてもらえた様子だった。

一時間ほどの意見交換会ではあったが、テーマが絞られていた分、焦点の定まった内容となった気がする。こうした会ももちろん有意義だが、議員後援会として総

会にも必ず出席していただくようお願いして閉会となった。

幹事長 中川 健一

寺田 稔後援会

税理士による寺田稔後援会は、去る令和二年九月十一日（金）、呉森沢ホテルに於いて総会を開催した。

定期総会では、井上博夫中税政幹事長・伊藤博文県税政会長を来賓としてお迎えし、活動経過報告書、収支決算報告書、運動方針案の承認をいただきました。

寺田稔代議士は、突然の自民党総裁選挙の最中ということでやむなく欠席となり、石澤秘書により、寺田稔代議士の挨拶を代読いただきました。

その後、「令和三年度税制改正要望」を山田毅美会長が建議書概要を説明し、井上中税政幹事長・伊藤県税政会長・山田会長の三名を代表し、伊藤県税政会長が要望書を手渡した。

その後、井上中税政幹事長によ



る中税政活動の状況、会員増強他について報告をいただいた。

コロナ禍の中、新規登録会員の加入勧奨が困難であり、各後援会が新規会員勧奨する必要があると感じた。

最後に全員で記念撮影を行い、閉会しました。

近く総選挙が行われる可能性があり、当後援会は寺田稔代議士の六回目の高位得票当選に向け、活動を続けていきます。

後援会長 山田 毅美

あいさわ一郎後援会

(8/30)



林 芳正後援会

(8/23)





佐藤公治後援会

(8/20)



宮沢洋一後援会

(8/8)



まいたち昇治後援会

(8/29)

日本税理士政治連盟

第五十四回定期大会開催

令和二年九月二十四日(木)日
本税理士政治連盟の第五十四回定期大会が、東京都品川区・日本税理士会館で開催された。

本年度は新型コロナウイルス感

染症拡大防止のため、開催規模を

縮小し、代議員にはオンライン出

席や委任状による意思表示を求

め、太田会長ほか関係役員により

大会運営が行われた。

当日は、

第一号議案 令和元年度運動経過

並びに組織活動報告承認の件

第二号議案 令和元年度収支決算

承認の件(監査報告)

第三号議案 日本税理士政治連盟

規約一部変更の件

第四号議案 令和二年度運動方針

決定の件

第五号議案 令和二年度組織活動

方針決定の件

第六号議案 令和二年度収支予算

決定の件

第七号議案 大会決議決定の件

以上七議案が上程され、全て原
案どおり承認された。



令和 2 年度運動方針

自 令和 2 年 7 月 1 日
至 令和 3 年 6 月 30 日

一 運動方針

2019年12月、中国武漢において発生した新型コロナウイルス感染症は今年に入り全世界に猛威をふるい、数多くの国々の政治と経済そして国民生活に大きな打撃を与えた。わが国においても過去に例を見ない経済政策が幾重に実施されるとともに税務執行上の措置も講じられた。このような状況の中、経済復興と国民の生活を守るという命題を課せられた税制は国政の最重要案件の一つであり、税政連の活動の真価が問われる年となる。また、令和 3 年10月21日が任期満了となる衆議院議員の総選挙に対しても早期に準備しておく必要がある。

本連盟は中国会の基本方針に添い、会員だけでなく納税者からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援して地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

- ・本年度に施行される各選挙への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。
- ・税制改正への対応については、日税連・日税政の要望実現に向け情報収集の更なる強化に努め、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。
- ・税理士法改正については、日税連の方針のもと検討している中国会と連携して制度発展に向けた強力な運動を行う。
- ・税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。
- ・中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その方針に基づき各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるとともに情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。
- ・租税教育、地方公共団体における包括外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進については、中国会及び地区税政連と連携し積極的に対応する。
- ・税理士制度に大きな影響を与える制度改革や他士業資格制度の見直し等の動向について、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。
- ・政府の震災関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と挙会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、本連盟規約第 4 条に掲げる目的達成のため、次の重点運動を強力に展開する。

二 重点運動

- 1 本年度に施行される各選挙に際し、税理士制度の発展と納税者のための真の代表を国会に送るため、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。
- 2 令和 3 年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 3 税理士法改正に向けて、強力な運動を行う。
- 4 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 5 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 6 租税教育、地方公共団体における包括外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進にかかる強力な運動を行う。
- 7 資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を行う。
- 8 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- 9 税政連活動により享受される法制度と税理士業務の改善を会員に一層周知するとともに、組織率（加入率）向上につなげるための具体的な施策に取り組む。

令和2年度組織活動方針

自 令和2年7月1日
至 令和3年6月30日

令和2年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

広報委員会

特別企画

近年の加入率の傾向と対策

一. はじめに

近年、税理士政治連盟の組織率が低下傾向にあり、この点は中国税理士政治連盟（以下「中税政」という）でも同様である。中税政は会員の加入率が全国でも高いが、近年の状況をみると決して安閑としてはられない状況となっている。

そこで、広報委員会ではこの十三年間の加入者数・非加入者数の推移をみながらその傾向等について分析してみた。

特に、平成二十六年三月をもって、各支部で支部長による証票交付が実施されなくなり、この点の影響を把握する必要がある。

あわせて、会費の未納率や税理士法人・所属税理士の推移についても確認した。

二. 非加入者数の県別推移

平成二十年以降、一定して非加入者数は右肩上がりとなっている。

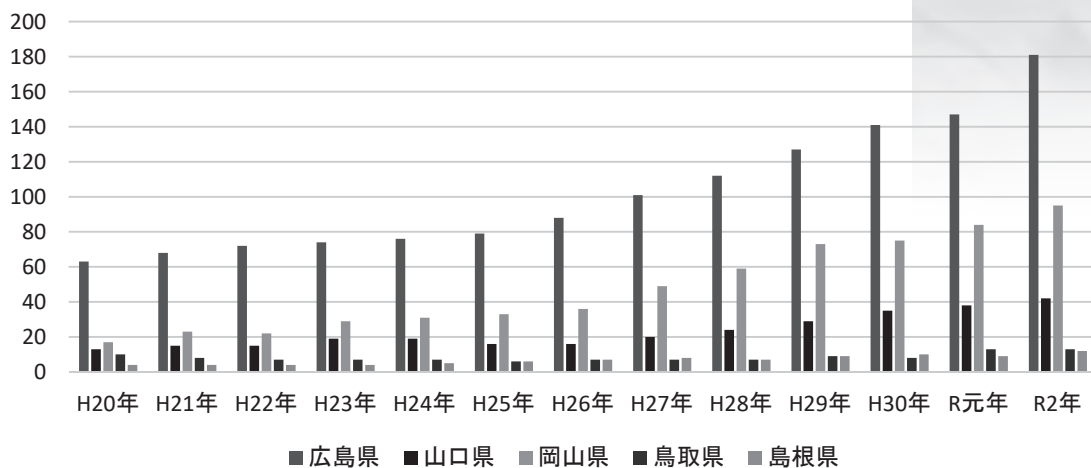
広島県、山口県、鳥取県は、この十三年間で三倍近くになっている。岡山県は十七名から九十五名となっており、五・六倍と最も増加率が高い。一方で、島根県は十名から十三名と増加は少ない。

五県の中で広島県が半数近くを占めており、岡山県、山口県と続く。

特に平成二十六年あたりから非加入者の増加が顕著となっており、平成二十六年四月より各支部で支部長による証票交付が実施されなくなったことに関連性があるのではないかと思われる。

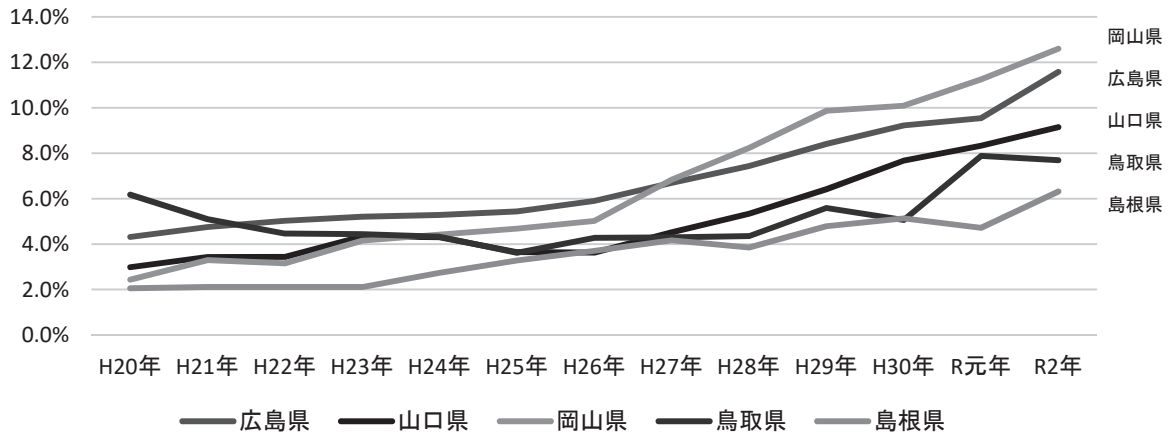
非加入者の率をみると、当初は鳥取県が一番高く、これに広

非加入者の県別推移(人)



| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 広島県 | 63 | 68 | 72 | 74 | 76 | 79 | 88 | 101 | 112 | 127 | 141 | 147 | 181 |
| 山口県 | 13 | 15 | 15 | 19 | 19 | 16 | 16 | 20 | 24 | 29 | 35 | 38 | 42 |
| 岡山県 | 17 | 23 | 22 | 29 | 31 | 33 | 36 | 49 | 59 | 73 | 75 | 84 | 95 |
| 鳥取県 | 10 | 8 | 7 | 7 | 7 | 6 | 7 | 7 | 7 | 9 | 8 | 13 | 13 |
| 島根県 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 9 | 10 | 9 | 12 |
| 合計 | 107 | 118 | 120 | 133 | 138 | 140 | 154 | 185 | 209 | 247 | 269 | 291 | 343 |

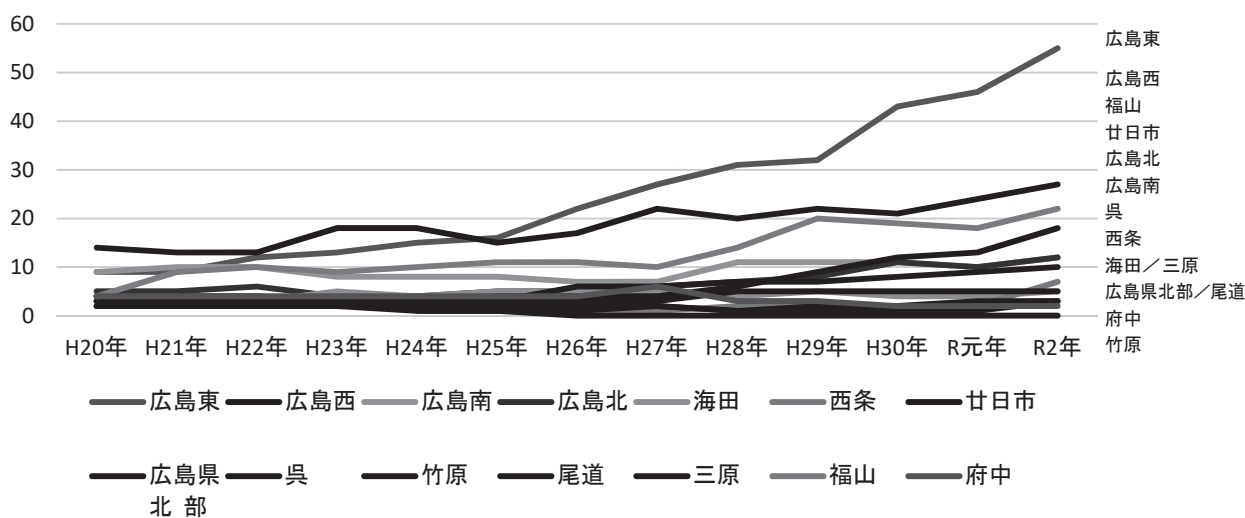
非加入者率の県別推移(率)



| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 広島県 | 4.3% | 4.7% | 5.0% | 5.2% | 5.3% | 5.4% | 5.9% | 6.7% | 7.4% | 8.4% | 9.2% | 9.5% | 11.6% |
| 山口県 | 3.0% | 3.4% | 3.4% | 4.3% | 4.3% | 3.6% | 3.6% | 4.5% | 5.3% | 6.4% | 7.7% | 8.3% | 9.2% |
| 岡山県 | 2.4% | 3.3% | 3.2% | 4.1% | 4.4% | 4.7% | 5.0% | 6.8% | 8.2% | 9.9% | 10.1% | 11.2% | 12.6% |
| 鳥取県 | 6.2% | 5.1% | 4.5% | 4.4% | 4.3% | 3.6% | 4.3% | 4.3% | 4.3% | 5.6% | 5.1% | 7.9% | 7.7% |
| 島根県 | 2.1% | 2.1% | 2.1% | 2.1% | 2.7% | 3.3% | 3.7% | 4.2% | 3.8% | 4.8% | 5.1% | 4.7% | 6.3% |
| 合計 | 3.6% | 4.0% | 4.1% | 4.6% | 4.7% | 4.8% | 5.1% | 6.1% | 6.9% | 8.1% | 8.7% | 9.4% | 10.9% |

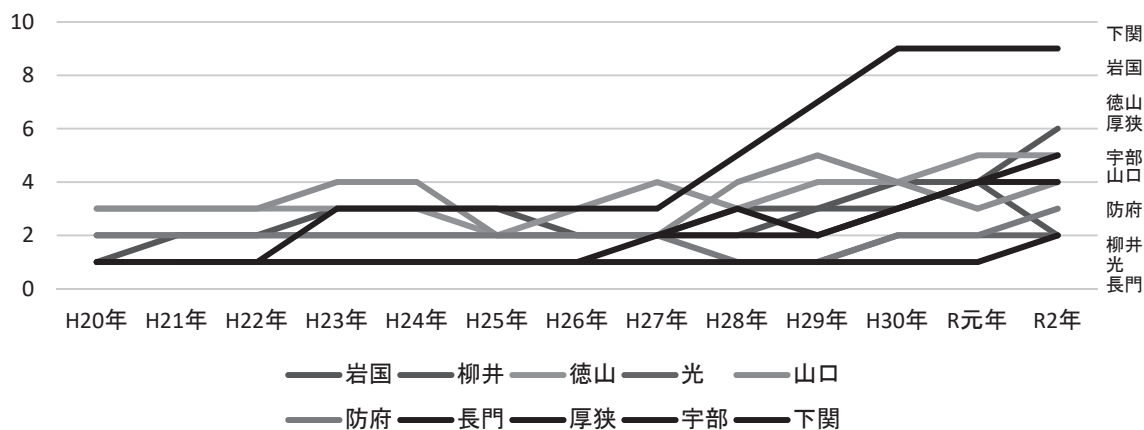
- 島県・山口県と続いてきたが、平成二十二年から広島県が一番高くなり、平成二十七年からは岡山県がもつとも高くなり、現在に至っている。令和二年七月現在で岡山県の非加入率は二一・六％である。
- ① **広島県の支部別非加入者数**
 広島県では、会員数が多い広島東支部と広島西支部の非加入者が多い。特に広島東支部については、県全体の三〇％を占め、平成二十五年ごろから急激に増加している。広島西支部の会員数の差からしても増加が顕著である。税理士法人の増加、所属税理士の増加とも関連がある可能性がある。
 それから、伸び率が高いのは福山支部であり、平成二十年の四名から令和二年の二十二人と五倍以上の増加となっている。
- ② **山口県の支部別非加入者数**
 山口県の場合は、広島県のような非加入者の多い支部は存せず、一桁台の人数である。しかしながらこの趨勢でいくと二桁台の支部が発生していくことが予想される。(萩支部は非加入者なし)
- ③ **岡山県の支部別非加入者数**
 岡山県では、岡山東支部、岡山西支部、倉敷支部の増加が多い。岡山東支部と岡山西支部はこの十年間で一〇倍近く非加入者が増加した。(玉野・高梁・新見支部は非加入者なし)
 こちらも広島県と同様に平成二十六年あたりからの増加が顕著である。
- ④ **鳥取県の支部別非加入者数**
 鳥取県では、平成二十年の十名から令和二年の十三名とほとんど増加がみられない。鳥取支部が平成三十年までゼロであったが、令和元年より増加している。
- ⑤ **島根県の支部別非加入者数**
 島根県は、平成二十年の四名から令和二年の十二名と増加しているが、会員数に占める割合は少ない。出雲支部が令和元年までゼロであったが、令和二年から増加している。

広島県 支部別「非加入者」数の推移(人)



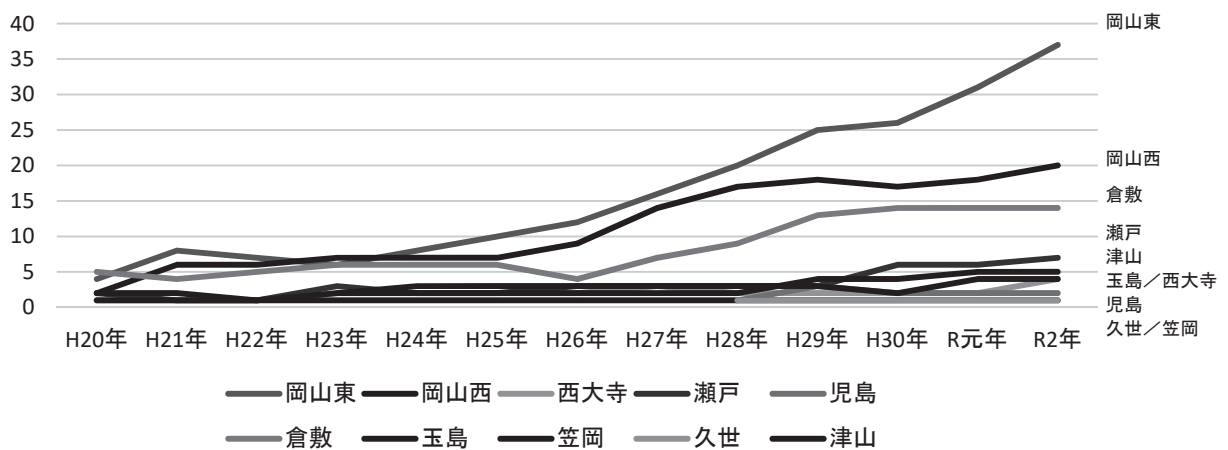
| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 広島東 | 9 | 9 | 12 | 13 | 15 | 16 | 22 | 27 | 31 | 32 | 43 | 46 | 55 |
| 広島西 | 14 | 13 | 13 | 18 | 18 | 15 | 17 | 22 | 20 | 22 | 21 | 24 | 27 |
| 広島南 | 9 | 10 | 10 | 8 | 8 | 8 | 7 | 7 | 11 | 11 | 11 | 10 | 12 |
| 広島北 | 5 | 5 | 6 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 7 | 8 | 11 | 10 | 12 |
| 海田 | 4 | 4 | 3 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 4 | 5 | 4 | 4 | 5 |
| 西条 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 7 |
| 廿日市 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 6 | 9 | 12 | 13 | 18 |
| 広島県北部 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 呉 | 4 | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 6 | 6 | 7 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 竹原 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 尾道 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 三原 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 福山 | 4 | 9 | 10 | 9 | 10 | 11 | 11 | 10 | 14 | 20 | 19 | 18 | 22 |
| 府中 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 6 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 計 | 63 | 68 | 72 | 74 | 76 | 79 | 88 | 101 | 112 | 127 | 141 | 147 | 181 |

山口県 支部別「非加入者」数の推移(人)



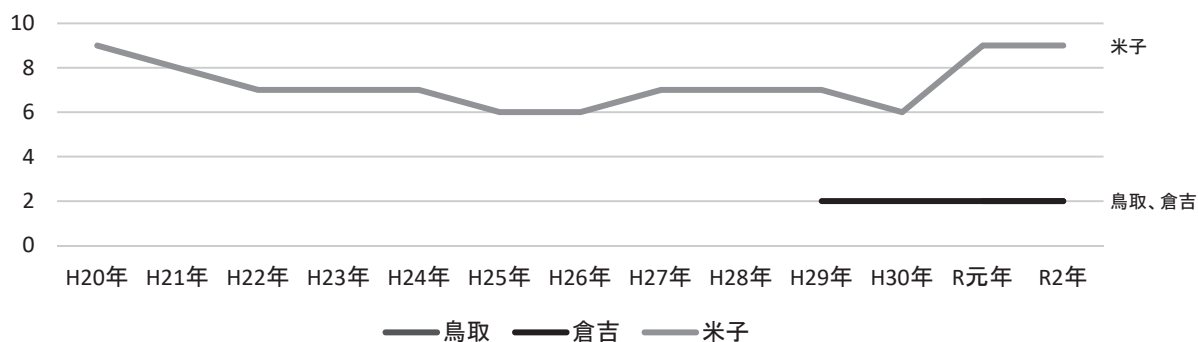
| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 岩国 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 6 |
| 柳井 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 4 | 4 | 2 |
| 徳山 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 光 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| 山口 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 4 | 5 | 4 | 3 | 4 |
| 防府 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 |
| 長門 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 厚狭 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 宇部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 3 | 4 | 4 |
| 下関 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 5 | 7 | 9 | 9 | 9 |
| 計 | 13 | 15 | 15 | 19 | 19 | 16 | 16 | 20 | 24 | 29 | 35 | 38 | 42 |

岡山県 支部別「非加入者」数の推移(人)



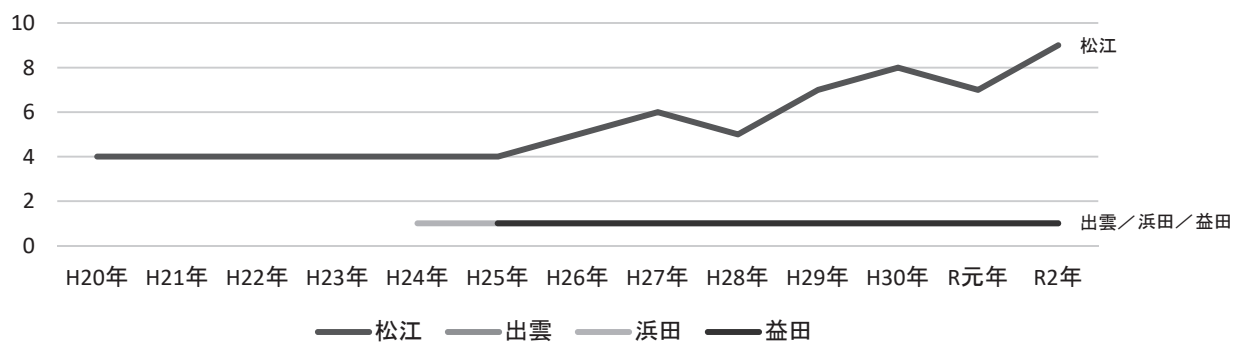
| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 岡山東 | 4 | 8 | 7 | 6 | 8 | 10 | 12 | 16 | 20 | 25 | 26 | 31 | 37 |
| 岡山西 | 2 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 9 | 14 | 17 | 18 | 17 | 18 | 20 |
| 西大寺 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 瀬戸 | 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 6 | 6 | 7 |
| 児島 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 倉敷 | 5 | 4 | 5 | 6 | 6 | 6 | 4 | 7 | 9 | 13 | 14 | 14 | 14 |
| 玉島 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 4 | 4 |
| 笠岡 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 久世 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 津山 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 計 | 17 | 23 | 22 | 29 | 31 | 33 | 36 | 49 | 59 | 73 | 75 | 84 | 95 |

鳥取県 支部別「非加入者」数の推移(人)



| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 鳥取 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 倉吉 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 米子 | 9 | 8 | 7 | 7 | 7 | 6 | 6 | 7 | 7 | 7 | 6 | 9 | 9 |
| 計 | 10 | 8 | 7 | 7 | 7 | 6 | 7 | 7 | 7 | 9 | 8 | 13 | 13 |

島根県 支部別「非加入者」数の推移(人)



| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 松江 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 6 | 5 | 7 | 8 | 7 | 9 |
| 出雲 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 浜田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 益田 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 7 | 9 | 10 | 9 | 12 |

三、会費の未納者の件別推移

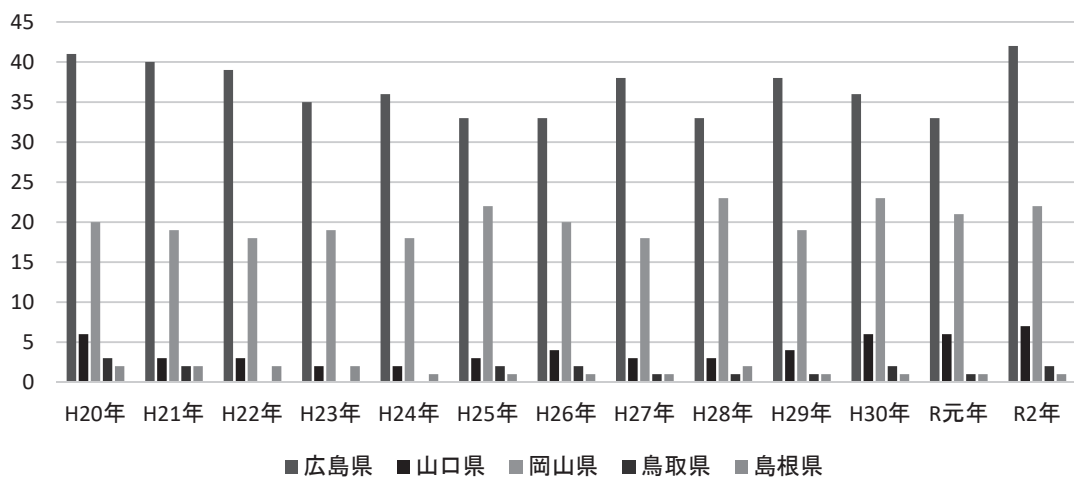
次に会費の未納者に関する推移をみていく。

平成二十年は五県で七十二人であった。こちらが少しずつ減少しながら近年少しずつ増加傾向にある。

一方で未納率をみると以下のとおり。

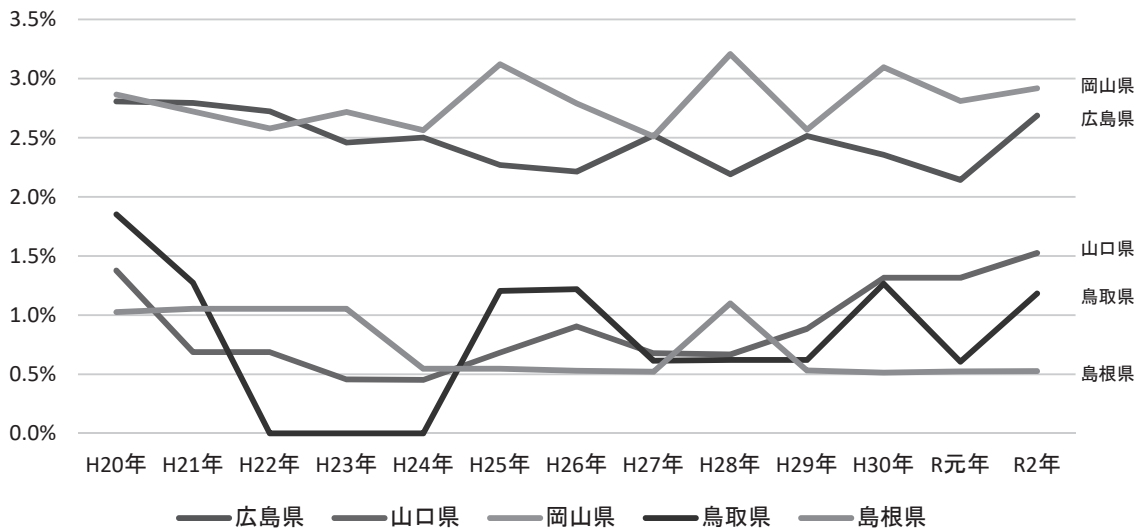
経年データでみると、平成二十年当時五県で二・四%であったものが、わずかではあるが減少していたが、令和二年で平成二十年当時と同じ水準となっている。未納率も増加しないように期待したい。

未納者の県別推移(人)



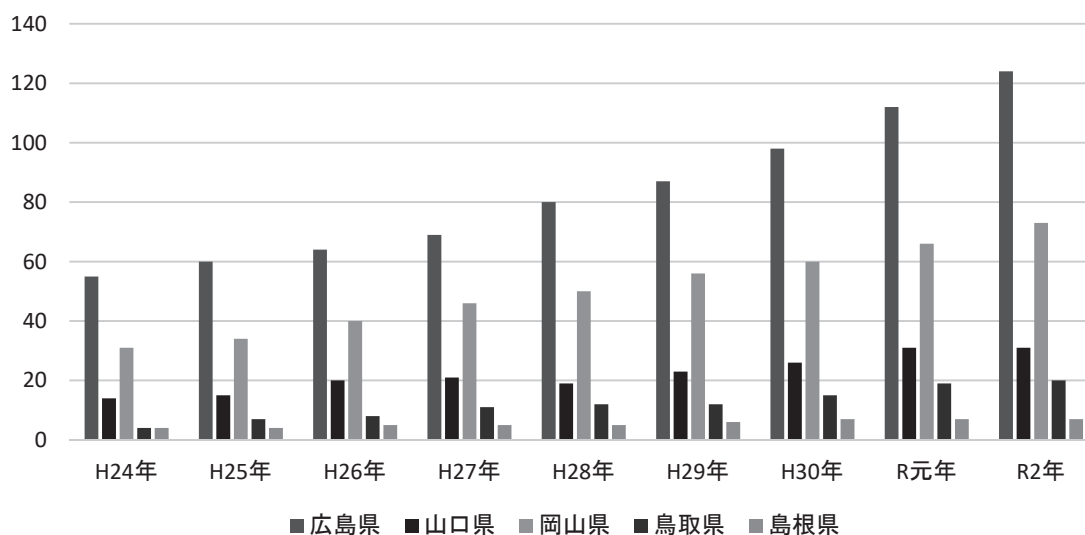
| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 広島県 | 41 | 40 | 39 | 35 | 36 | 33 | 33 | 38 | 33 | 38 | 36 | 33 | 42 |
| 山口県 | 6 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 6 | 6 | 7 |
| 岡山県 | 20 | 19 | 18 | 19 | 18 | 22 | 20 | 18 | 23 | 19 | 23 | 21 | 22 |
| 鳥取県 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 |
| 島根県 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 72 | 66 | 62 | 58 | 57 | 61 | 60 | 61 | 62 | 63 | 68 | 62 | 74 |

未納者率の県別推移(率)



| | H20年 | H21年 | H22年 | H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 広島県 | 2.8% | 2.8% | 2.7% | 2.5% | 2.5% | 2.3% | 2.2% | 2.5% | 2.2% | 2.5% | 2.4% | 2.1% | 2.7% |
| 山口県 | 1.4% | 0.7% | 0.7% | 0.5% | 0.5% | 0.7% | 0.9% | 0.7% | 0.7% | 0.9% | 1.3% | 1.3% | 1.5% |
| 岡山県 | 2.9% | 2.7% | 2.6% | 2.7% | 2.6% | 3.1% | 2.8% | 2.5% | 3.2% | 2.6% | 3.1% | 2.8% | 2.9% |
| 鳥取県 | 1.9% | 1.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 1.2% | 1.2% | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 1.3% | 0.6% | 1.2% |
| 島根県 | 1.0% | 1.1% | 1.1% | 1.1% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 1.1% | 0.5% | 0.5% | 0.5% | 0.5% |
| 合計 | 2.4% | 2.3% | 2.1% | 2.0% | 1.9% | 2.1% | 2.0% | 2.0% | 2.1% | 2.1% | 2.2% | 2.0% | 2.4% |

税理士法人数の県別推移(件)



| | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 広島県 | 55 | 60 | 64 | 69 | 80 | 87 | 98 | 112 | 124 |
| 山口県 | 14 | 15 | 20 | 21 | 19 | 23 | 26 | 31 | 31 |
| 岡山県 | 31 | 34 | 40 | 46 | 50 | 56 | 60 | 66 | 73 |
| 鳥取県 | 4 | 7 | 8 | 11 | 12 | 12 | 15 | 19 | 20 |
| 島根県 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 6 | 7 | 7 | 7 |
| 合計 | 108 | 120 | 137 | 152 | 166 | 184 | 206 | 235 | 255 |

四、税理士法人の数と所属税理士の数

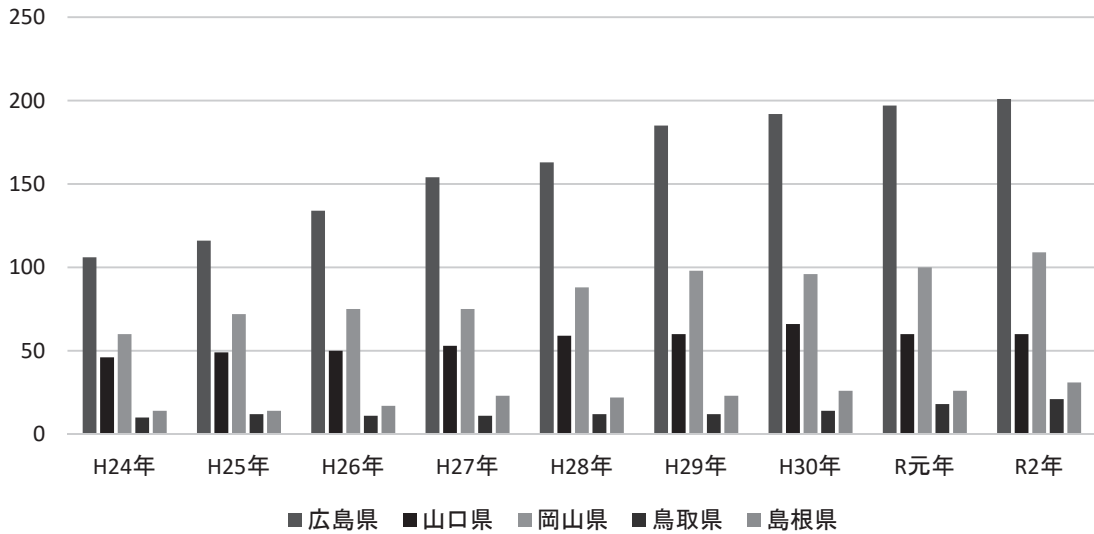
平成二十四年以降の税理士法人の県別数と所属税理士については、図表のとおり。

平成二十四年と比較して、五県で二・五倍近く税理士法人が増加している。

これに伴い所属税理士数も年々増加傾向にあり一・七八倍となっている。

特に広島県の増加が多く、平成二十四年時に比べて百人近い増加となっており、当面この増加傾向は続くものと思われる。このうち所属税理士数が多い四つの支部の経年データを抜粋した。

所属税理士数の県別推移(人)



| | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 広島県 | 106 | 116 | 134 | 154 | 163 | 185 | 192 | 197 | 201 |
| 山口県 | 46 | 49 | 50 | 53 | 59 | 60 | 66 | 60 | 60 |
| 岡山県 | 60 | 72 | 75 | 75 | 88 | 98 | 96 | 100 | 109 |
| 鳥取県 | 10 | 12 | 11 | 11 | 12 | 12 | 14 | 18 | 21 |
| 島根県 | 14 | 14 | 17 | 23 | 22 | 23 | 26 | 26 | 31 |
| 合計 | 236 | 263 | 287 | 316 | 344 | 378 | 394 | 401 | 422 |

〈所属税理士数〉

| | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | R元年 | R2年 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 広島東 | 35 | 39 | 42 | 55 | 49 | 54 | 62 | 67 | 70 |
| 広島西 | 21 | 20 | 27 | 29 | 36 | 35 | 34 | 34 | 33 |
| 岡山東 | 25 | 24 | 25 | 25 | 34 | 40 | 41 | 42 | 47 |
| 岡山西 | 19 | 24 | 27 | 26 | 26 | 25 | 29 | 28 | 29 |

五. 結果

今回の分析結果では、やはり平成二十六年三月をもって、各支部で支部長による証票交付式が実施されなくなつたこと、そして、都市部を中心に税理士法人数が増加しており、これに伴って所属税理

士数も増加しているという実態が加入率に大きな影響を与えていると考えられる。

同年四月から中国税理士会館での集合形式による交付式に模様替えしたが、形は変われど証票交付式は、専門家としての心構えをはじめ、業界の慣習及び業界を取り巻く環境への対応、制度維持のために取り組んでいかなければならない事項について、新入会員がこれから業務を行っていく上で手本となる役員のトップに教示を受ける最初の機会である。またとないこの機会に税理士業界における政治連盟の重要性をよく認識いただき、活動への理解とその成果に共感してもらうことが肝要と考える。例えば、支部入会手続き等において支部長から税政連への加入を勧奨していただくことが効果的ではないだろうか。

上記の内容を踏まえて、今後税理士政治連盟の加入率を促進する施策が適切にとられ、税理士業界の一層の発展に貢献することを期待する。

以上

税理士による国会議員等後援会一覧

令和2年10月5日現在
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

| 後援会名 | 所属政党 | 選挙区等 | 事務所 | | | 後援会長 | 幹事長 |
|-----------------|------|----------|----------|--------------------------|--------------|-------|-------|
| | | | 〒 | 住所 | TEL | | |
| 税理士による岸田文雄後援会 | 自民 | 広島1区 | 730-0003 | 広島市中区白島九軒町1-14 | 082-227-3052 | 山中 伸介 | 楠部 誠 |
| 税理士による平口洋後援会 | 自民 | 広島2区 | 730-0051 | 広島市中区大手町3丁目3-6-202 | 082-245-1928 | 原田 啓吾 | 加賀田佳男 |
| 税理士による寺田稔後援会 | 自民 | 広島5区 | 737-0143 | 呉市広白石1丁目1-6 | 0823-74-2177 | 山田 毅美 | 福島慎太郎 |
| 税理士による佐藤公治後援会 | 立憲 | 広島6区 | 722-0014 | 尾道市新浜2丁目2-21 | 0848-23-3466 | 岡村三千男 | 瀬尾 暁史 |
| 税理士による小林史明後援会 | 自民 | 広島7区 | 726-0013 | 府中市高木町449-4 | 0847-45-5702 | 定金 孝幸 | 占部 圭祐 |
| 税理士による高村正大後援会 | 自民 | 山口1区 | 745-0807 | 周南市城ヶ丘2丁目1-31 | 0834-28-3311 | 松田 明 | 合田 賢治 |
| 税理士による岸信夫後援会 | 自民 | 山口2区 | 740-0017 | 岩国市今津町2丁目14-15 | 0827-24-4030 | 北村 和幸 | 柳井 卓正 |
| 税理士による河村建夫後援会 | 自民 | 山口3区 | 755-0026 | 宇部市松山町2丁目7-15 | 0836-31-7950 | 原田 鉄也 | 権藤 和幸 |
| 税理士による安倍晋三後援会 | 自民 | 山口4区 | 751-0855 | 下関市稗田西町16-1 | 083-252-1960 | 石光 孝英 | 杉本 康平 |
| 税理士によるあいさわ一郎後援会 | 自民 | 岡山1区 | 700-0028 | 岡山市北区絵図町3-15 | 086-252-3961 | 田中 一宏 | 岸本 充博 |
| 税理士による山下たかし後援会 | 自民 | 岡山2区 | 700-0907 | 岡山市北区下石井2丁目8-6 | 086-222-7830 | 横山 雅一 | 中川 健一 |
| 税理士による橋本岳後援会 | 自民 | 岡山4区 | 710-0824 | 倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内 | 086-425-7290 | 妹尾 盛司 | 大内 和明 |
| 税理士による加藤勝信後援会 | 自民 | 岡山5区 | 714-0081 | 笠岡市笠岡5106 | 0865-62-2613 | 江原 和之 | 岡本 章 |
| 税理士による石破茂後援会 | 自民 | 鳥取1区 | 680-0846 | 鳥取市扇町54 | 0857-22-0525 | 葉狩 弘一 | 録澤 哲雄 |
| 税理士による赤沢ようせい後援会 | 自民 | 鳥取2区 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 松本 正福 | 中村 剛士 |
| 税理士による細田博之後援会 | 自民 | 島根1区 | 690-0825 | 松江市学園2丁目18-27 | 0852-26-1360 | 矢尾井敏廣 | 田中 真 |
| 税理士による竹下亘後援会 | 自民 | 島根2区 | 693-0002 | 出雲市今市町北本町5丁目4-28 | 0853-21-4030 | 重本 泰徳 | 糸賀 巧 |
| 税理士による齊藤鉄夫後援会 | 公明 | 比例区 | 732-0811 | 広島市南区段原2丁目4-16 | 082-262-1024 | 大西 龍夫 | 西山 健三 |
| 税理士による宮沢洋一後援会 | 自民 | 参議院・広島 | 721-0973 | 福山市南蔵王町1丁目11-12-101 | 084-926-0034 | 齋藤 慎悟 | 羽原 伸悟 |
| 税理士による林芳正後援会 | 自民 | 参議院・山口 | 750-0081 | 下関市彦島角倉町3丁目16-12 | 083-266-4009 | 中尾 友昭 | 藤上 博之 |
| 税理士による江島潔後援会 | 自民 | 参議院・山口 | 742-0417 | 岩国市周東町下久原411-4 | 0827-84-3694 | 藤中 秀幸 | 坂井 孝義 |
| 税理士によるまいたち昇治後援会 | 自民 | 参議院・鳥取島根 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 鶴田 和彦 | 山本 博敏 |
| 税理士による青木一彦後援会 | 自民 | 参議院・鳥取島根 | 693-0014 | 出雲市武志町1017 | 0853-21-4539 | 細木 貞彦 | 安原 満 |
| 税理士による片山さつき後援会 | 自民 | 参議院比例 | 735-0012 | 安芸郡府中町八幡1丁目4-28 | 082-284-5714 | 田村 好孝 | 椎野 年雅 |
| 税理士による片山虎之助後援会 | 維新 | 参議院比例 | 700-0816 | 岡山市北区富田町1丁目9-19 | 086-222-5913 | 国富 檀雄 | 姫井 繁彦 |

■地方公共団体

| | | | | | | | |
|----------------|-----|-------|----------|---------------------------------|--------------|-------|-------|
| 税理士によるゆざぎ英彦後援会 | 無所属 | 広島県知事 | 731-0101 | 広島市安佐南区八木二丁目12-34 税理士法人上原会計内 | 082-873-3731 | 川本 泰清 | 上原 博行 |
| 税理士による村岡嗣政後援会 | 無所属 | 山口県知事 | 740-0017 | 岩国市今津町2丁目14-15 | 0827-24-4030 | 藤中 秀幸 | 柳井 卓正 |
| 税理士による松井一實後援会 | 無所属 | 広島市長 | 730-0002 | 広島市中区白島中町9-13 | 082-227-8882 | 杉山 文成 | 大場 史郎 |
| 税理士による伊木たかし後援会 | 無所属 | 米子市長 | 683-0052 | 米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F | 0859-32-4795 | 中村 剛士 | 播間 光広 |

■非現職 (※「選挙区等」は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

| | | | | | | | |
|---------------|----|--------|----------|-----------------|--------------|-------|-------|
| 税理士による溝手顕正後援会 | 自民 | 参議院・広島 | 730-0052 | 広島市中区千田町2丁目2-11 | 082-242-0090 | 中川 郁夫 | 岡田 英明 |
|---------------|----|--------|----------|-----------------|--------------|-------|-------|

中国税理士政治連盟役員名簿

令和元年9月

| 役 職 名 | | 氏 名 | | | |
|-----------|-----------|---|--|-------|--|
| 会 長 | | 重 近 實 | | | |
| 副 会 長 | | 藤 中 秀 幸 富 山 敬 介 細 木 貞 彦 | 伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎 | | |
| 総 務 | | 海老澤 孝 公 田 中 一 宏 | | 松 田 明 | |
| 幹 事 長 | | 井 上 博 夫 | | | |
| 副 幹 事 長 | | 篠 原 敦 子 梶 房 健 介 糸 賀 巧 | 柳 井 卓 正 岸 本 信 一 | | |
| 幹 事 | | 高 橋 誠 山 崎 安 造 荒 神 五 師 | 中 原 教 明 岡 本 倫 明 | | |
| 委 員 会 | 政 策 委 員 会 | 委員長 高 橋 誠 | 副委員長 藤 本 広 司 委員 垣 中 康 健 委員 森 脇 俊 樹 | | |
| | 財 務 委 員 会 | 委員長 中 原 教 | 副委員長 山 本 忠 生 委員 藤 野 照 子 | | |
| | 組 織 委 員 会 | 委員長 山 崎 安 造 | 副委員長 若 松 繁 夫 委員 岸 本 充 博 | | |
| | 広 報 委 員 会 | 委員長 岡 本 倫 明 | 副委員長 國 平 敏 朗 委員 杉 本 芳 樹 委員 楠 部 誠 | | |
| | 後援会対策委員会 | 委員長 荒 神 五 師 | 副委員長 矢 尾 井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 英 男 委員 小 谷 昇 | | |
| 会 計 監 事 | | 毛利山 正 行 三 宅 典 夫 川 上 眞 次 | 星 野 泰 輝 岩 倉 恭 司 | | |
| 会 計 責 任 者 | | 中 原 教 | | | |
| 推 薦 審 査 会 | | 委員長 藤 中 秀 幸 委員 富 山 敬 介 委員 細 木 貞 彦 委員 重 近 實 | 副委員長 伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎 井 上 博 夫 | | |
| 顧 問 | | 小早川 隆 幸 国 富 樫 雄 原 田 啓 吾 杉 山 文 成 | 島 原 順 良 久 保 雅 典 灘 博 明 | | |
| 相 談 役 | | 齋 藤 慎 悟 桑 原 添 一 尾 添 憲 男 | 石 高 雅 美 松 本 正 福 | | |

日本税理士会連合会

税制改正に関する 令和3年度 建議書の概要

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する 基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- 特に強く主張したい4項目の「本建議書における重要建議項目」
 - 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - 全国15税理士会及び当会の600項目の税制改正意見から32項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、4つの重要建議項目のほか、32の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える10項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

所得税

- ▶基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化
- ▶所得計算上の控除から基礎的な人的控除(特に基礎控除)へのシフト
- ▶多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討

中小法人税制

- ▶内部留保の充実、事業の存続や新規事業への取組みに対する継続的な税制上の支援
- ▶資本金と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

法人税

- ▶財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
- ▶内部留保への課税ではなく政策税制の充実による設備投資等促進
- ▶租税特別措置の整理

消費税

- ▶単一税率制度の復活と適格請求書等保存方式の見直し
- ▶非課税取引の範囲の縮小
- ▶基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告不要制度の創設

相続税・贈与税

- ▶中間層以下への更なる相続税の課税強化反対
- ▶世代間における資産移転促進に資する贈与税の負担軽減の検討
- ▶取引相場のない株式等の評価の適正化

地方税

- ▶税源の偏在性が少ない地方税制の構築
- ▶外形標準課税の中小法人への不適用、中堅企業への適用除外検討
- ▶ふるさと納税制度のあり方の見直し
- ▶国・地方を通じた環境関連税制の体系整備の検討

納税環境整備・その他

- ▶経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備
- ▶納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の一部書面化・電子化
- ▶成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大)
- ▶カーボンプライシングの導入に向けた検討

国際税制

- ▶一般的租税回避否認規定(GAAR)の導入反対
- ▶義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担への配慮

災害対応税制

- ▶災害損失が十分救済される税制の創設
- ▶地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

令和3年度

税制改正に関する 重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

1. 適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)を見直すこと。

令和5年10月に予定されている適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)については、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直しをする必要がある。

見直しにあたっては、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む。)及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について抜本的に再検討すべきである。特に、免税事業者が適格請求書等を発行できないに伴い、取引から排除されることや、また、

不当な値下げ圧力等により経営状態が圧迫されること等のないよう対策を講じなければならない。さらに、免税事業者があえて課税事業者になることを選択することも考えられるが、同時に廃業を余儀なくされる中小事業者が増える可能性があることにも留意すべきである。

新型コロナウイルス感染症の拡大による危機的な経済情勢下にあっては、準備期間等を考慮すれば、少なくとも適格請求書等保存方式の導入時期については延期すべきである。

2. 消費税制度の簡素化を図るため、非課税取引を見直し、計算をできるだけ平易にすること。

令和2年度税制改正において、居住用賃貸建物の仕入税額控除に関する改正がなされたが、特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方法は、税制の簡素化に反する。消費税の制度は可能な限り、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付し又は還付する簡素な制度であるべきである。

非課税取引については、売上げに対して取引先から消費税相当額を収受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕

入税額控除は認められない。特に、社会保険診療等については健康保険法等により公定価格とされているため、医療機関等は消費税相当額が転嫁できず、仕入れに係る消費税を実質的に負担する仕組みとなっている。非課税取引のうち社会政策的配慮に基づく取引は課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

3. 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

(1) 基礎的な人的控除のあり方の見直し

基礎的な人的控除(基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除)は、憲法25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税

最低限は、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。

また、最低生活費非課税の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

(2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、すべての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

① 給与所得控除額の縮減

近年、被用者に近い自営業主（雇用的自営）の割合が高まっており、事業所得等との関係からみれば「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより

一層拡充し、給与所得控除額については、縮減すべきである。

② 公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、保険料の拠出時には社会保険料控除として全額控除され、年金の受給時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い制度となっている。したがって、公的年金等控除額は可能な限り縮減すべきである。

また、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

4. 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

(1) 「災害損失控除」の創設

現行の雑損控除制度では、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による資産の損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多く、激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要する。また、震災、風水害などの自然現象の異変に起因する損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられることから、雑損控除から自然災害による損失を独立させて災害損失控除を創設すべきである。

損害額の確定は、原則として建物の購入代金の領収書等や移転費用等の領収書等に基づいて算定することとし、建物の購入代金の領収書等を保存していない者については固定資産税評価額に基づいて算定する方法も考えられる。

災害による損失は生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないため、所得控除等の順序については、災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず災害損失控除以外の他

の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。

控除しきれない場合の繰越控除期間は、最低でも5年間の繰越を認めることとし、損害額に係る一定の書類の保存を要件に控除期間の更なる延長も検討すべきである。さらに、前年分への遡及適用を認めるべきである。

また、移転やそれに伴う災害関連費用についても災害損失控除の対象とすることが適当である。

(2) 相続時精算課税における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置

相続までの間に災害による滅失や財産価値の著しい低下などがあっても、現行では相続時精算課税制度により受贈した財産について相続税の課税価格に加算する価額は、贈与時の価額となる。相続税について担税力に応じた課税をするために、災害により相続時の受贈財産の価額が贈与時の価額を著しく下回り、回復の見込みのない場合には、相続時の価額で加算する救済措置を設けるべきである。

個別要望項目

| | |
|------------|--|
| 所得税 | 1 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目 2) |
| 中小法人税制 | 2 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目 3) |
| 法人税 | 3 中小法人の軽減税率の適用を維持し、その適用範囲を拡大すること。(建議・要望項目 6) |
| | 4 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目 10) |
| | 5 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。(建議・要望項目 13) |
| 消費税 | 6 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対する申告不要制度等を創設すること。(建議・要望項目 14) |
| | 7 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目 15) |
| 相続税・贈与税 | 8 相続時精算課税制度を見直すこと。(建議・要望項目 20) |
| 地方税 | 9 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、制度のあり方を抜本的に見直すこと。(建議・要望項目 21) |
| 納税環境整備・その他 | 10 税務手続においては電子申告等の活用を基本とし、そのための課題を具体的に分析・検討し、制度及びシステムの両面での積極的な環境整備を行うこと。(建議・要望項目 26) (1) マイナポータルと e-Tax の連携 (2) 支払調書制度の見直し (3) 電子帳簿等保存制度の普及 (4) 各税法における電子申告の位置付けの見直し (5) 納税のキャッシュレス化への対応 |

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書

I 納税の減免・免除及び期限の延長関係

1. 欠損金の取扱いの拡充

- ① 中小法人等の青色欠損金の取扱いの拡充（法人税）
- ② 災害損失欠損金の範囲の拡充（法人税）
- ③ 中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充（法人税・地方税）

2. 純損失等の取扱いの拡充

- ① 純損失の繰越控除の拡充（所得税）
- ② 純損失の繰戻還付制度の拡充（所得税・地方税）
- ③ 業務用不動産の譲渡の取扱いについて（所得税）

3. 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額の減免・免除（地方税）

4. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（相続税・贈与税）

II 法令等の解釈に関する事項

5. 役員給与の改定（法人税）

III 企業再建等を支援するための措置

6. 中小企業経営強化税制（C 類型）の適用要件の緩和

7. 債権放棄が行われた場合の取扱い

- ① 債権放棄をした債権者の取扱い
- ② 債務免除を受けた債務者の取扱い

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体である。日本税理士会連合会は、全国 15 の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約 79,000 人である。

税理士会連絡先一覧

| | | | |
|-----------|--|------------------|---|
| 日本税理士会連合会 | 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 8 階 | TEL 03-5435-0931 | http://www.nichizeiren.or.jp |
| 東京税理士会 | 〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 東京税理士会館 | TEL 03-3356-4461 | http://www.tokyozeirishikai.or.jp |
| 東京地方税理士会 | 〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町 4-106 税理士会館 7 階 | TEL 045-243-0511 | http://www.tochizei.or.jp |
| 千葉県税理士会 | 〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港 1-16-12 税理士会館 3 階 | TEL 043-243-1201 | http://www.chibazei.or.jp |
| 関東信越税理士会 | 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLSビル 14 階 | TEL 048-643-1661 | http://www.kzei.or.jp |
| 近畿税理士会 | 〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町 1-5-4 | TEL 06-6941-6886 | http://www.kinzei.or.jp |
| 北海道税理士会 | 〒064-8639 北海道札幌市中央区北 3 条西 20-2-28 北海道税理士会館 3 階 | TEL 011-621-7101 | http://www.do-zeirishikai.or.jp |
| 東北税理士会 | 〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺 1-7-41 | TEL 022-293-0503 | http://www.tohokuzeirishikai.or.jp |
| 名古屋税理士会 | 〒464-0841 愛知県名古屋市中村区覚王山通 8-14 税理士会ビル 4 階 | TEL 052-752-7711 | http://www.meizei.or.jp |
| 東海税理士会 | 〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 22 階 | TEL 052-581-7508 | http://www.tokaizei.or.jp |
| 北陸税理士会 | 〒920-0022 石川県金沢市北安江 3-4-6 | TEL 076-223-1841 | http://www.hokurikuzei.or.jp |
| 中国税理士会 | 〒730-0036 広島県広島市中区袋町 4-15 | TEL 082-246-0088 | http://www.chuizei.or.jp |
| 四国税理士会 | 〒760-0017 香川県高松市番町 2-7-12 | TEL 087-823-2515 | http://www.shikoku-zei.or.jp |
| 九州北部税理士会 | 〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅前 1-13-21 九州北部税理士会館 3 階 | TEL 092-473-8761 | http://www.kyuhokuzei.or.jp |
| 南九州税理士会 | 〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江 5-17-5 | TEL 096-372-1151 | http://www.mkzei.or.jp |
| 沖縄税理士会 | 〒901-0152 沖縄県那覇市小嶺 1831-1 沖縄産業支援センター 7 階 | TEL 098-859-6225 | http://www.okizei.or.jp |

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～

人間ドックを受けましょう！

健康だから仕事ができる
皆様の健康管理のお手伝い
人間ドックを受診された方に
助成金を交付します



健康管理助成金制度の概要

1. 人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査及び特定検診を対象とします。
2. 健康管理助成金交付の対象者は、本組合の組合員個人及び賛助会員個人に限ります。
3. 1事業年度につき1回、受診費用（実費）と10,000円のいずれか少ない金額を上限として交付します。
4. 受診後3カ月以内に、「健康管理助成金申請書」と領収書の写し（受診者名、受診費用、受診日、受診医療機関名及び検査項目がわかる書面）を中国税理士協同組合宛に提出してください。

※詳細は、中国税理士協同組合HPをご覧ください。

「健康管理助成金申請書」は、中国税理士協同組合HPからダウンロードできます。
組合員専用ページ（ユーザー名「kyoudou」パスワード「kumiai2」）
→ 福利厚生（共済）案内 → 健康管理助成金制度

組合員各位 中国税理士協同組合(研修事業部)

第45期税理士事務所
職員セミナー 初級者向け

DVD予約
受付中

入所間もない職員さんの
スキルアップにぜひ!

今期はコロナ禍でセミナーを
開催できませんでした…代わりに!
全編 撮り下ろしました!

NEW! 新テーマ

テーマ **経理実務** 講師 金田 康弘 組合員(下関)

使用テキスト
「基礎から実務まで 会計事務所の仕事がわかる本」
(須田邦裕 著、定価 1,980円税込、日本実業出版社)

主な研修項目
●税理士事務所における日常業務の処理 ●月間・年間スケジュール
●決算実務 ●月次決算書・財務諸表の見方 ほか

法人税・消費税2枚組

| | |
|---|---|
| <p>テーマ 法人税 講師 石森 仁美 組合員(広島西)</p> <p>使用テキスト 「令和2年版 知っておきたい法人税」 (杉山 泰久 編、定価 1,540円税込、大蔵財務協会)</p> <p>主な研修項目 ●決算と税務調査 ●減価償却 ●益金の額の計算 ●役員給与 ●費用及び損失の計上時期 ほか</p> | <p>テーマ 消費税 講師 中川 和也 組合員(出雲)</p> <p>使用テキスト 「令和2年度版 基礎から身につく消費税」 (和氣 光 著、定価 2,090円税込、大蔵財務協会)</p> <p>主な研修項目 ●消費税のあらまし ●非課税取引と免税取引 ●納税義務 ●原則課税と簡易課税制度 ●軽減税率制度 ●申告納付及び届出 ほか</p> |
|---|---|

申込先

中国税理士協同組合 2F 図書販売コーナー 〒730-0036 広島市中区袋町4-15
TEL(082)246-0088 FAX(082)245-8377

この用紙にご記入の上、FAXしていただくか、またお電話でもご注文いただけます。

| 申 込 書 | | | |
|-------------------------------|--------------|-----------------|-------------|
| 経理実務 (約3時間) | ・ DVD のみ | (1,600円 税込) 送料込 | 注文数 () |
| | ・ DVD & テキスト | (3,200円 税込) 送料込 | 注文数 () |
| 法人税 消費税 2枚組 (約3時間×2) | ・ DVD のみ | (2,500円 税込) 送料込 | 注文数 () |
| | ・ DVD & テキスト | (5,500円 税込) 送料込 | 注文数 () |
| 組合員名 | | 税理士 登録番号 | No. |
| 送付先 住所 | 〒 - | 支 部 | |
| TEL | () - | 支払方法 | 口座振替 ・ 郵便振込 |

DVD・テキストの発送は11月下旬頃を予定しております。

事業資金は **税理士紹介ローン** マル税ローンで

① 税 ローンとは

中国税理士協同組合に加入している
税理士と日本公庫国民生活事業が
連携して、「3つのS」でお客様を
バックアップする仕組みです。



顧問税理士と
日本政策金融公庫国民生活事業が
**3つのSで
バックアップ!**

Speedy 迅速な対応
Simple 簡単な手続き
Satisfy 満足のいく条件

中国税理士協同組合 **JFC** 日本政策金融公庫 国民生活事業

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

経営者のための退職金制度です！

制度の特長

加入できるのは、小規模企業者の
個人事業主、会社役員です。

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、日税サービス中国にご連絡ください。

資料請求・お申込みは

小規模企業共済「加入促進キャンペーン」実施中！

(株)日税サービス中国(中国税理士会館2F)まで郵送または直接お持ちください。

TEL 082-246-0088 FAX 082-246-0308

FAX用資料請求用紙

| | | |
|------------------|----------|--------------|
| 税理士名 | | 税理士番号 No. |
| 送付先 | 事務所 ・ 自宅 | |
| 新規 契約申込書一式 () 部 | | |

中国税理士協同組合では企業年金基金の加入紹介を行っています

企業年金基金の加入検討事業所をご紹介ください ～ 紹介制度のご案内 ～

厚生年金保険の適用事業所であれば、
70歳までの被保険者が加入可能となります！！
(事業所単位での加入が必要)

厚生年金保険の適用事業所

税理士事務所 税理士法人 関連法人 ...etc

- 税理士の関連法人または団体の事業所等もご加入が可能です。
※ご加入は事業所一括（厚生年金の被保険者全員）となります。
- 関与先は対象外となります。

加入上限年齢

- 70歳（70歳未満の厚生年金保険被保険者）

IdCo（個人型確定拠出年金）

- 基金との併用が可能（月額12,000円以内）

「紹介票」をご利用ください

- 事業所をご紹介いただく際、必ず「紹介票」を
中国税理士協同組合へご提出ください。

※基金へ直接加入されますと紹介手数料のお支払いがございません。

紹介いただいた事業所が加入申し出をされた場合、中国税理士協同組合より紹介者に「15,000円のギフトカード」を贈呈します。

制度説明や加入勧奨・事務手続は、
日本税理士企業年金基金が行います。

資料請求・ご相談は 日本税理士企業年金基金 TEL03-5740-0851

※お問い合わせの際は組合員である旨をお伝え下さい。

中国税理士政治連盟の皆様へ

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士同士の助け合い

日本税理士共済会は昭和28年に西日本を襲った大水害から
仲間を助けるべく立ち上がった当時の税理士によって創立されました。

その「助け合いの精神」は現代にも脈々と受け継がれています。

弊社独自の「災害見舞金」制度と「会務従業者見舞金支援」制度は、
弊社ご案内の各制度にご加入の皆様にご負担いただいている制度運営費によって支えられ、
近年の災害時にも役立てられています。

一人ひとりのやさしいところの寄り添いが、大きな助け合いの輪に――。

「にちぜいきょうさい」は、この輪を次の世代につなぐためのバトンとして、引き続き活動してまいります。

是非とも皆様のご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁（関東信越税理士会 会長）



税理士団体保障

選べる医療保障
マイセレクト

団体介護保障

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は
公益財団法人日本税務研究センターが運営する
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
こちら



菅総理誕生から二か月である。なぜか菅（カン）と読んでしまうのは自分だけなのだろうか。

まだ、菅（すが）と読むと、官房長官と言ってしまう。

政権の政策をみると、銀行の再編、携帯料金の値下げなどの大幅な規制の緩和、デジタル庁の設置、地方の再生など、内政に重点をおいた政策となっている。税理士感覚でいうと、銀行の数が多すぎるのは同調できない。携帯電話の料金の高さについても同様である。

過去にも官房長官から首相になった小淵首相は、当初あまり期待されていなかったが、徐々に評価が高まった。今後の菅政権に期待する。（カンではない）

一転して、二〇二〇年の税制改正の大綱のなかで気になった点について二点。

一点目は、印紙税のありかたについて。「近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。」とある。同意である。この点につき、実務家として、近年不公平が発生していると感じる。

二点目は、小規模企業等に係る税制のあり方の検討する（所得税、個人住民税）とある。「個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労

性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るため」とある。かつての「特殊支配同族会社の役員給与と損金不算入制度」の復活の兆しがある。財務官僚はなかなかしぶといと感じるこのごろである。

岡本 倫明

夜空澄みわたり、月の美しい晩が続いております

新型コロナウイルスで九月二十二日現在、世界で三千万人が感染し九十六万人が死亡している。

日本も七万九千人が感染し千五百人が死亡している。四月七日に緊急事態宣言が出され五月二十五日に全面解除となった。あれから四か月になるが、なかなかコロナは終息しない。

当事務所も、資格税理士は私のみ、私が感染すると経営に大きな支障をきたす。

ひたすら接触を避け、出張時はマスク、消毒液持参、帰るとうがい、手洗いの励行、家に帰ると外出しない。この生活が何か月になるだろうか。

そんな中、ある人から葉書をいただき、その中に「夜空澄みわたり、月の美しい晩が続いております」長いこと「夜空澄み月」を見ていないことに気が付いた。

早速翌日、公園に散歩に出かけた。公園には秋桜、鶏頭などが咲き誇り、栗の木に、たわわ

に栗が実り、青空にトンボが飛び交い、その景色の中で、大きく息を吸う（マスク生活で大きな息を吸うのも忘れていた）何か体の隅々まで酸素がいきわたり生き返った気がした。

今、倒産件数の増加、雇い止め、ボーナスの減額などが報道されているが、GDPトランプをはじめ、GDP、GDPトランプを制する、GDPトランプ、入場制限の緩和、支援補助金などの経済政策がとられている。

結局、コロナと付き合いかなくてはならないと思う。

来年の今頃は、ワクチンができて「先生コロナになったので一週間休みます」こんな日常が来ることを期待して、顧問先と一緒に頑張っていかなければならないと思う今日この頃である。

國平 敏朗

最近、プロ野球観戦（七月十八日・ヤクルト戦）に行きました。今年は、コロナウイルス感染症による対策によって、一般席は、ことごとく払い戻しになり、あきらめていました。年間指定席を持っている方から招待されたので、行くことができました。五千人ほどしか入場できないため、入場時には、密になることは、ありませんでした。球場に入ると、すべてのお店が営業しているわけではなく、並んでいる客もほとんどいませんでした。ビールや、うどんは、フタで締め切った状態で、渡されました。また、売り子さんも、二人一組で、一人は、お金の受

け渡し、もう一人は、ビールをつぐといったようで、今までの営業スタイルとは、かなり違ったようでした。職業柄、そういったことがとても目につきましたが、ケムナ・島内の好投、堂林のヒットが見えたので、とてもよかったです!!

杉本 芳樹

前号の編集後記にて株価について触れたが、値動きの激しさが収まりそうもない。コロナショックで二〇二〇年三月に底まで落ちたが、そこから盛り返し、六月の時点の日経平均でコロナ前の水準まで戻したようである。その反発具合は、実態経済と株価の乖離が激しいのではないかと言われるぐらいであった。そこから、コロナ再燃・オリンピック中止への不安、安倍総理辞任など不安定な状況に反落をみせながらも上下動を繰り返している。

昨年の今頃は想像すらしなかった世の中の状況であり、様々な面で生活様式が一変した。コロナ禍でも株価が上がる会社、下落が止まらない会社、今、求められているサービスや商品、景気のいい業界、そうでない業界、様々な事を株価が反映していて大変興味深い。二〇二一年は、どんな状況になるのであろう、コロナが終息し、株価が上がっていることを切に願っている。

楠部 誠